

別表第三

特定障害者の区分	額
別表第二の一の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特別介護給付費若しくは特別訓練等給付費の額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を同条に規定する百分の九十を繰上百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合(以下「市町村特別割合」という。))で除した額(その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるとする)を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を合算した額が三万七千二百円を超えるときは、三万七千二百円とする。
別表第二の二の項に掲げる者	特定障害者が受けた障害福祉サービスに係る法第十九条第三項の規定により算定された介護給付費若しくは訓練等給付費又は法第三十条第二項の規定により市町村が定める特別介護給付費若しくは特別訓練等給付費の額に九十分の百(法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を市町村特別割合で除して得た割合)を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額(その額に一月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする)を合算した額が十万円未満であるもの又は法第七十一条第一項第二号とする。

附則

平成二十一年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、特定障害者及び特定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く)の額を合算した額が十万円未満であるもの又は法第七十一条第一項第二号とする。

〇厚生労働省告示第百三十四号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第百三十三号)は、平成十九年三月三十一日限り廃止する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額
 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)以下「令」という。第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

支給決定障害者の区分

支給決定障害者の区分	額
次項に掲げる者以外の者	七万九千円
令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

附則

平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第十七条第一項第二号」とあるのは、「第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く)の額を合算した額が十万円未満であるもの又は令第十七条第一項第二号とする。

〇厚生労働省告示第百三十五号

障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食費及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第百三十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

支給決定障害者の区分	額
一 十八歳未満の者	三万四千円
二 六十歳以上の者又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一般に該当するもの	二万八千円
三 前二項に掲げる者以外の者	二万五千元

〇厚生労働省告示第百三十六号

障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)附則第七号第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行規則附則第七号第三号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

題名中「附則第七号第三号イ(1)」を「附則第七号第二号」に改める。
 本則中「附則第七号第三号イ(1)」を「附則第七号第二号」に改め、「定める者は」の下に、「同条第三号に該当する者であつて」を加える。

〇厚生労働省告示第百三十七号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)第八十二条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)、第百二十条第四項、第百五十九条第四項(第百六十四条、第百七十三条、第百八十四条、第百九十七条、第百九十九条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、及び第百七十条第五項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)第十九条第四項(附則第十四条において読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第百四十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫